



面会交流支援事業に関する 取組事例集

令和3年3月23日

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課

<目 次>

1. 千葉県の取組	P2
2. 東京都の取組	P3
3. 静岡市・浜松市の取組	P4
4. 北九州市の取組	P5
5. 熊本市の取組	P6
6. 明石市の取組	P7
7. 高松市の取組	P8

面会交流支援事業の取組事例について（千葉県）

1. 取組概要

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業を一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会（以下「母子連」）に委託しており、面会交流については更に母子連から**FPICの団体である千葉ファミリー相談室に再委託**を行い実施している。**利用資格として、別居及び同居親が面会交流を実施することの合意があること、所得制限をクリアしていること、同居親が県内に居住していること等**を設定している。母子連では利用者の最初の受付及び資格確認を行い、千葉ファミリー相談室では複数名の面会交流支援員を配置し、ひとり親家庭を対象として、
 - ・ 別居親及び同居親双方と事前相談を実施し、面会交流の方法や日程等を記載した面会交流計画書を作成
 - ・ 計画書に基づき、面会交流当日の面会交流の場への付き添い等を行う。

【令和元年度実績】

委託の有無	委託先	面会交流支援員の配置人数	支援員の資格・経歴	支援員の配置場所	面会交流室の有無	面会交流の主な実施場所
○	千葉県母子寡婦福祉連合会、千葉ファミリー相談室	常勤0人 非常勤約50人	元家庭裁判所調査官、家事調停委員経験者など	千葉ファミリー相談室	○	千葉ファミリー相談室、公的施設等

相談対応可能時間	相談対応時間	相談対応件数	計画策定件数	面会交流実施件数	連絡調整のみ	引き取り・受け渡し（連絡調整を含む）	付き添い（連絡調整を含む）	面会交流ケース数
月～金 10時～16時 （面会交流等は土日祝も実施）	1時間程度	12件	6件	19件		0件	19件	8件

※千葉ファミリー相談室では、付添支援を行うための連絡調整は付添支援に付随するものとしてカウントしていない。

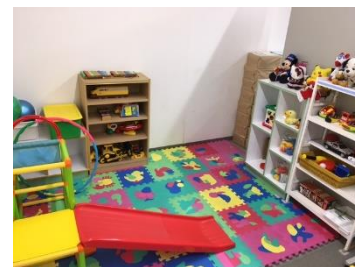
連絡調整は付添支援のためのものとは別に、面会交流の日にち、時間、場所を当事者と調整するのみの支援として実施している。

2. 面会交流までの流れ等

- ① **家庭裁判所等での調停・審判**
 - ・ 家庭裁判所での調停や審判で面会交流の実施が決まり、裁判所の紹介で問合せがあることが多い。
- ② **母子連での受付、資格審査**
 - ・ 当該事業の**受付を母子連が担当**し、電話での資格要件の聞き取りや必要書類の提出依頼、利用資格の審査を実施。
- ③ **千葉ファミリー相談室での事前相談・面会交流実施**
 - ・ 別居親、同居親それぞれと事前相談を行い、面会交流の計画書を作成。計画書に基づき、面会交流を実施する。（当事者間の連絡調整も行う）
 - ・ 千葉ファミリー相談室等で、**面会交流支援員が付き添いながら別居親と子どもが交流**する。（原則として同居親は同席しない）

○ 県委託事業も含めた千葉ファミリー相談室での面会交流支援の状況等

- ・ 平成30年度には母子家庭等就業・自立支援センター事業の面会交流支援において、受渡支援を延べ2回、付添支援を延べ32回実施した。
- ・ 面会交流支援を申込んだ家庭のうち、面会交流を続け自立（当事者間で面会交流を実施）できるのは約半数である。
- ・ 両親の婚姻時からの感情のもつれ等が、面会交流実施にあたり阻害要因となることが多い。
- ・ 子どもは、面会交流の回数を重ねるほど、面会交流中に笑うことが多くなるなど、言動が活発になり楽しんでいる様子が見られることが多くなる傾向がある。
- ・ 面会交流支援員は同居親、別居親の双方の要望や日程の調整を行い、時には様々な相談に乗りながら、面会交流の支援を実施している。



千葉ファミリー相談室内の交流場所

面会交流支援事業の取組事例について（東京都）

1. 取組概要

- 東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」及び「はあと多摩」（母子家庭等就業・自立支援センター）において実施。
- 当センターは、一般社団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会に委託しているが、面会交流支援に係る専門業務（面会交流支援員を配置し、事前面談～実際の交流支援を行う）については、**公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）に再委託**を行っている。
- 面会は月1回まで、1回の時間は1時間程度。支援開始月から最大1年間（12回）。費用は無料。

▼対象要件

- ・ 面会する子供が中学生以下であること。
- ・ 同居親が都内に住所を有していること。
- ・ 同居親または別居親のいずれかが児童扶養手当受給相当の所得水準であり、かつ、児童扶養手当受給相当の所得水準でない同居親または別居親のいずれかが、児童育成手当（※都単独事業）受給相当の所得水準であること。
- ・ 子供の連れ去り、配偶者暴力等のおそれのないこと。
- ・ 過去に本事業の対象となっていないこと。

※ 債務名義は要しないが、**父母間で「東京都の面会交流支援を活用し、面会交流を行う」という合意があることが必要。**

【令和元年度実績】

委託の有無	委託先	面会交流支援員配置人数	支援員の資格・経歴	支援員の配置場所	面会交流室の有無	面会交流の主な実施場所	
○	(一財) 東京都ひとり親家庭福祉協議会 (再委託先: 公益社団法人家庭問題情報センター)	約20人 (再委託)	元家庭裁判所調査官、 元現家事調停委員など	支援員は常駐ではないが、相談等の実施は東京都ひとり親家庭支援センターで行っている	—	FPICが保有する施設、児童館・公園等	
相談対応可能時間			相談対応時間の上限	相談対応件数	支援計画・事前調整等件数	面会交流実施件数	面会交流ケース数
【はあと】火・木・金・土・日・祝: 9時～16時半、月・水: 9時～19時半 【はあと多摩】月・水・木・土・日・祝: 9時～17時半、火・金: 9時～19時半			約1時間程度	670件	206件	142件	39件

2. 面会交流までの流れ

① 取組の周知 日頃の相談・問合せ対応など

- ・ 区市町村窓口や関係機関へのリーフレット等の配布により、都民への周知を図っている。
- ・ **日頃の相談や問合せには、東京都ひとり親家庭支援センターの生活相談員（常勤）が対応。** 必要に応じ、面会交流支援の申込を案内している。事前の聞き取り（インテーク）も行う。

② 申込

- ・ 支援の申込は、同居親・別居親のいずれも可能。
- ・ 同居親と別居親で必要書類を取りまとめて送付する必要はなく、別々にセンターに送る。

③ 収入等の資格審査

- ・ 対象要件に合致するか、生活相談員が資格審査を実施。

④ 事前面談⇒父母間で支援内容に合意

- ・ 面会交流支援員が父母それぞれに面談し、面会の考え方や条件を聞き取る。
- ・ 頻度など具体的な支援内容を決め、父母がこれに同意すれば、支援を決定。

⑤ 実施方法の調整

- ・ 日時や場所など、具体的な実施方法を調整。
(月1回という頻度が最も多い。)

⑥ 当日までの支援

- ・ 実施までの連絡調整や、当日の子の受渡し・付き添いなどの支援を行う。

面会交流支援事業の取組事例について（静岡市・浜松市）

1. 取組概要

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業について、**静岡市及び浜松市がそれぞれ静岡県母子寡婦福祉連合会に委託して実施**。事業所に相談員（常勤）を配置し、面会交流の取り決め（※）が行われているひとり親家庭等を対象として、
 - ・ 相談対応、事業の申し込み受付、支援対象・要件の確認を行い、再委託先（民間支援団体）にて別居親及び同居親双方と事前面談を実施し、面会交流の方法や日程等を記載した面会交流支援計画書を作成。
 - ・ 計画書に基づき、連絡調整、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場への付き添いなどの援助を行う。
- ※ 債務名義がなくとも当事者間の合意書等の取り決めがあり、本事業の支援を受ける事について合意がある事。**

【令和元年度実績】

委託の有無	委託先	面会交流支援員の配置人数	支援員の資格・経歴	支援員の配置場所	面会交流室の有無	面会交流の主な実施場所
○	静岡県母子寡婦福祉連合会	相談支援員常勤 各2人 支援員常勤 2人 支援員非常勤 各1人	社会福祉士 家族支援カウンセラー 心理カウンセラーなど	ひとり親サポートセンター 民間支援団体（本部） 民間支援団体（静岡市・浜松市）	—	駅周辺、公園、子育て支援センターなど

相談対応可能時間	相談対応時間の上限	相談対応件数	計画策定件数	面会交流実施件数	連絡調整のみ（メール等にて）	引き取り・受け渡し（連絡調整を含む）	付き添い（連絡調整を含む）	面会交流ケース数	備考
月～金 9時～17時	—	124件	1件	4件	0件	1件	3件	1件	静岡市分
		55件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	浜松市分

2. 面会交流までの流れ

① 取組の周知

- ・ 面会交流に関するパンフレットについて、市のひとり親担当課や母子寡婦福祉連合会において配付するほか、家庭裁判所、公証役場、社会福祉協議会、子育て支援センター、各相談機関などで配布

② 相談の受付・実施

- ・ ひとり親サポートセンターに専用の相談ブースを設け相談支援を実施。
- ・ 同居親、別居親双方から申込書類の提出をいただき、支援対象者の資格確認を行う。
- ・ 再委託先に実施の依頼を行う。

③ 面会交流の調整・実施

- ・ 再委託先よりメールにて事前面談の調整。オンラインでの事前面談を行い、取決めを基に計画書を作成。
- ・ 計画に基づき、面会交流の調整を行い実施。
- ・ 面会当日に支援員が子どもの引き取り・引き渡しを行い、必要に応じて付き添い支援を実施。
- ・ 決められた支援期間、回数の中で、メールや面会時に自立に向けた支援を行う。

④ アフターケア

- ・ 必要に応じて面会交流に関する相談に応じる。

面会交流


どうして面会交流を行うの？
 ～子どもが両親のどちらからも愛されていると感じ、健やかに成長するためです～

子どもと離れて暮らす親が、子どもに定期的に、積極的に会うことで気持ち、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流しあうことを「面会交流」といいます。

子どもにとって両親の離婚は大きな出来事です。両親の離婚を経験した子どもたちは、一方の親と離れることを寂しいと感じたり、両親の離婚の原因が自分にあると感じたり、今後の生活について心配したりします。

面会交流はそんな子どもに、両親がそれぞれの立場から「あなたを愛している」「離れていても大切だよ」という気持ちを伝える方法の一つです。子どもにとって自分自身のルールである「実の親を知る」ことは、子どもが成長していく上で大切な意味があります。

面会交流については、子どもの年齢や健康状態、生活状況などを考えて、無理のないように決めましょう。また、子どもが暮らす場所との距離や移動の時間なども考慮した方がよいでしょう。また、親同士が互いに守らなければならないルールも決めておくようにしましょう。



取決めのポイント

種類	内容	場所	その他
面会交流	公正証書の作成 （公証役場）	裁判官が おこなわれる	強制執行
調停	口約束・私的文書 調停の成立	裁判官が おこなわれる	強制執行
協議	協議	裁判官が おこなわれる	強制執行

※事件が完了した場合は、強制執行は不要です。 ※事件が完了した場合は、強制執行は不要です。 ※事件が完了した場合は、強制執行は不要です。

面会交流支援事業の取組事例について（北九州市）

1. 取組概要

○母子家庭等就業・自立支援センター事業を一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会に委託して実施。事業のうち事前相談や面会交流支援は、**特定非営利活動法人北九州おやこふれあい支援センター（通称「こふれ」）に委託**して実施。こふれに面会交流支援員（非常勤）を配置し、面会交流の取り決め（※）が行われている離婚や別居により離れて暮らす親と子どもを対象として、

- ・ 別居親及び同居親双方と事前相談を実施し、面会交流の方法や日程等を記載した面会交流支援計画書を作成
- ・ 計画書に基づき、付添い型支援又は受渡し型支援等の援助を行う。

※ 面会交流について**父母間の合意があること（裁判所の調停調書等が必要）**

【令和元年度実績】

委託の有無	委託先	面会交流支援員の配置人数	支援員の資格・経歴	支援員の配置場所	面会交流室の有無	面会交流の主な実施場所
○	一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会	非常勤26人	家庭裁判所家事調停委員など	NPO法人北九州おやこふれあい支援センター	○	NPO法人北九州おやこふれあい支援センター

相談対応可能時間	相談対応時間の上限	相談対応件数	計画策定件数	面会交流実施件数	連絡調整のみ	引き取り・受け渡し（連絡調整を含む）	付き添い（連絡調整を含む）	面会交流ケース数
月～金 9時30分～17時30分	—	30件	7件	38件	0件	6件	32件	12件

2. 面会交流までの流れ

① 問い合わせ・申し込み

- ・ 北九州市立母子・父子福祉センター（母子会が管理運営）において、問い合わせ、申し込みの受付。

② 事前相談

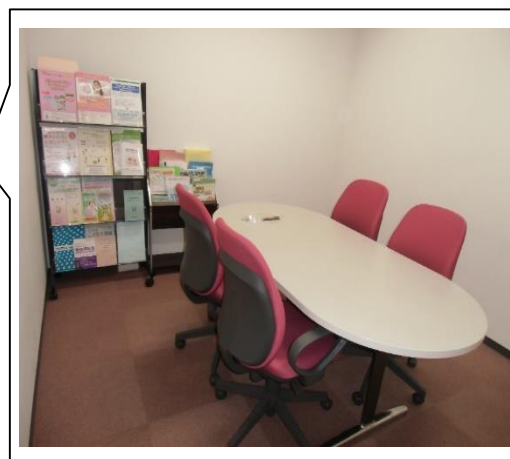
- ・ 支援員が支援内容の説明、相談者の事情や要望等を聴取。同居親は子ども同伴で来所のため、相談中は別の支援員が子どもと遊ぶ。

③ 面会交流の方法・日程の決定

- ・ 支援員と面会の方法や日程などを話し合い、支援計画を策定。

④ 面会交流の実施

- ・ 計画に基づき、面会交流の調整を行い実施。
- ・ 面会当日に支援員が子どもを引き取り、付き添い又は受渡し支援を行う。



面会交流支援事業の取組事例について（熊本市）

1. 取組概要

- **社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会とととと（熊本市母子家庭等就業・自立支援センター）に委託して実施。**事業所に面会交流支援員を配置し、**面会交流の取り決めを公的機関(裁判所、公正役場)で行っている者で、且つ、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があるひとり親家庭を対象**として、
 - ・ 別居親及び同居親双方と事前相談を実施し、面会交流に係る支援の内容、方法、日程、実施頻度等について当事者間の合意の下、面会交流支援計画書を作成
 - ・ 支援計画書に基づき、面会交流当日に子どもを引き取り、相手方への引き渡しや交流の場へ付き添うなどの援助を行う。

【令和元年度実績】

委託の有無	委託先	面会交流支援員の配置人数	支援員の資格・経歴	支援員の配置場所	面会交流室の有無	面会交流の主な実施場所
○	熊本県ひとり親家庭福祉協議会	常勤2人	—	熊本県ひとり親家庭福祉協議会事業所	○	事業所内のコミュニティスペース

相談対応可能時間	相談対応時間の上限	相談対応件数	計画策定件数	面会交流実施件数	連絡調整のみ	引き取り・受け渡し	付き添い(連絡調整及び引き取り・受け渡しを含む)	面会交流ケース数
火～金 9時～19時 土・日 9時～17時	—	39件	1件	6件	0件	0件	6件	1件

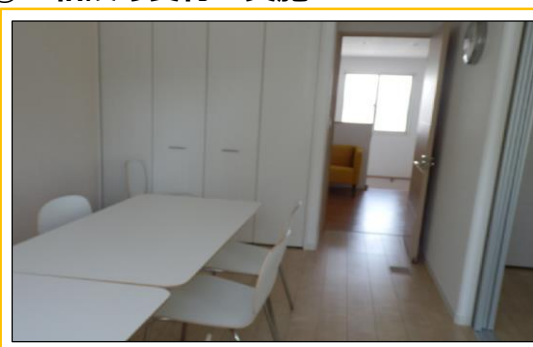
2. 面会交流までの流れ

① 取組の周知



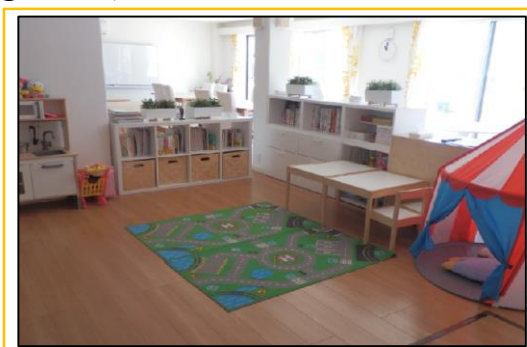
- ・ 面会交流に関するチラシについて、熊本県ひとり親家庭福祉協議会において配付するほか、取組について市のHP等に掲載し周知を実施

② 相談の受付・実施



- ・ プライバシーに配慮した個室にて相談支援を実施
- ・ 別居親・同居親の両者に対し必ず事前相談を実施し当事者間合意の下、計画書を作成

③ 面会交流の調整・実施



- ・ 計画に基づき、面会交流の調整を行い実施
- ・ 面会交流当日に支援員が子どもの引き取り・引き渡しを行い、必要に応じて付き添い支援を実施

面会交流支援事業の取組事例について（明石市）

1. 取組概要

- 面会交流支援に関して豊富な知識と経験を持つアドバイザー（非常勤嘱託職員）を中心に、**市が直営で実施**。ケースによっては、公益社団法人家庭問題情報センターに応援を求めることもある。
 - ・ 別居親及び同居親双方と事前相談を実施後、交流日程の連絡調整、面会交流当日のこどもの受渡し、交流の場での付添いなどの援助を無料で行う。**利用要件は、こどもが明石市に住んでいること及びこども・母・父の三者が市のサービスを使って面会交流をすることに同意していること**（取決めの有無は問わない）。
 - ・ 市の単独事業として、親の所得や利用期間の制限は設けずに実施している。
 - ・ 国庫補助の要件（所得制限及び支援開始後1年以内）に合致し、かつ付添いの支援を希望するケースに関しては、面会交流の方法や日程等を記載した面会交流計画書を作成し、計画書に基づき実施する。

【2016年10月～2020年12月の実績】

委託の有無	委託先	面会交流支援員の配置人数	支援員の資格・経歴	支援員の配置場所	面会交流室の有無	面会交流の主な実施場所
○	公益社団法人 家庭問題情報センター	非常勤1人	元家庭裁判所調査官、 臨床心理士、保育士	明石市役所	—	明石駅前再開発ビル内 プレイルーム

相談対応可能時間	相談対応時間の上限	相談対応件数	計画策定件数	面会交流実施件数	連絡調整のみ	引取り・受渡し (連絡調整を含む)	付添い (連絡調整を含む)	面会交流ケース数
毎月第2日曜日 8時～17時 他 (事前予約制)	—	62件	1件	210件	14件	142件	54件	22件
うち、国庫補助対象ケース		2件	1件	6件	0件	0件	6件	1件

2. 面会交流までの流れ

① 取組の周知

面会交流をサポートします!

明石市政策局 市民相談室
電話：078-918-5002 FAX：078-918-5102
メールアドレス：soudan@city.akashi.lg.jp

② 相談の受付・実施

職員が利用希望を受付
事前面談日程を調整
↓
アドバイザーの来庁日
に合わせて面談を実施

- ・ 面会交流に関するチラシは、**市の戸籍担当課において離婚届と一緒にセットとして配布**。
- ・ 市の出張所などの窓口及び家庭裁判所に設置を依頼。

- ・ 受渡しは、明石駅前の再開発ビルを拠点として行う。
- ・ 付添いは、ビル内のプレイルーム(写真)でのみ実施。
- ・ **父母の待機場所は、フロアを分けて設定**。

③ 面会交流の調整・実施



面会交流支援事業の取組事例について（高松市）

1. 取組概要

- 平成27年度に一般財団法人香川県母子寡婦福祉連合会に母子家庭等就業・自立支援センター事業を委託(面会交流支援事業については、面会交流支援センター香川「任意団体」に再委託)して実施。その後、平成28年度に面会交流支援センター香川がNPO法人となったため、同法人に面会交流支援事業を委託して実施。法人支援員は、**面会交流の取り決め(※)が行われているひとり親家庭等を対象**に、
 - ・ 別居親及び同居親双方と事前相談を実施し、面会交流の方法や日程等を記載した面会交流計画書を作成
 - ・ 計画書に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場への付き添いなどの援助を行う。
- ※ 家裁での調停合意による取り決め・離婚調停中の中間合意などが対象。

【令和元年度実績】

相談対応可能時間	相談対応時間の上限	相談対応件数 (父母それぞれ1件として計上)	計画策定件数	面会交流実施件数	連絡調整のみ	引き取り・受け渡し (連絡調整を含む)	付き添い (連絡調整を含む)	面会交流ケース数
365日対応 9時～20時	90分以内	40件	20件	74件	0件	23件	51件	19件

委託の有無	委託先	面会交流支援員の配置人数	支援員の資格・経歴	支援員の配置場所	面会交流室の有無	面会交流の主な実施場所
○	NPO法人面会交流支援センター香川	有償ボランティア40人	元家裁調査官・現元調停委員・臨床心理士など	NPO法人面会交流支援センター香川事務所	-	さぬきこどもの国

2. 面会交流までの流れ

面会交流を支援する第三者機関 NPO法人面会交流支援センター香川

面会交流のための連絡・調整、子どもの受け渡し、付き添い、見守りなどを行います。原則「さぬきこどもの国」(香南町由佐 3209)で面会交流をします。面会交流ができるのは、別れて暮らしている親のみです。ただし父母の合意があれば、祖父母との面会交流を認めています。詳しくはお問い合わせください。

利用の流れ

電話する 当事者が電話してください。
※面会交流について、家庭裁判所での調停合意が前提

事前面談 香川県母子寡婦福祉連合会「白梅会館」(国分寺町 国分348-2)で事前面談を行います。※有料(父母それぞれ5,000円)

面会交流支援の申込み ルールの説明・契約手続きなど

支援開始(有料)

- ① 連絡調整型 (1回あたり5,000円)
- ② 受渡型 (1回あたり10,000円)
- ③ 付添型 (1回あたり10,000円)

お問い合わせ先 NPO法人面会交流支援センター香川 木太町 3416-2 TEL 090-1006-1190

■面会交流支援事業

高松市ではNPO法人面会交流支援センター香川の利用料の一部を補助しています。詳しくはお問い合わせください。

対象者

- ・同居親が高松市に在住していること
- ・収入が同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当受給水準であること
- ・本事業の支援を受けることに父母ともに同意していること など

お問い合わせ先 高松市役所 こども家庭課 TEL 087-839-2353

① 取組の周知

- ・ 面会交流に関するパンフレットについて、面会交流支援センター香川や高松市のひとり親において配付するほか、**市の戸籍担当課においても離婚届けの提出があった者を対象に配布**

② 相談の受付・実施

- ・ プライバシーに配慮し、原則、香川県母子寡婦連合会にて相談支援を実施。
- ・ ひとり親家庭のニーズに合わせ、**リモート相談も可能**。
- ・ 父母それぞれと個別に事前面談し、支援計画を作成。



③ 面会交流の調整・実施

- ・ 父母それぞれと個別に事前面談の後、支援計画を作成。計画に基づき、面会交流の調整を行う。
- ・ 連絡調整型・受渡型・付添型それぞれの形態に応じて支援を実施。

④ アフターケア

- ・ 面会交流後の家庭の様子を確認し、特に子どもの心情に十分配慮し、**必要に応じてフォロー面談などを実施**。